

5. 財務関係

(3) 職員の賠償責任に関する調 (平成21年4月1日 から 平成24年3月31日 まで)

ア 法第243条の2によるもの

① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
千葉県	県土整備部住宅課県営住宅家賃特別徴収員(嘱託)	0	徴収した県営住宅の滞納家賃を、他の滞納家賃徴収業務中に亡失した。	22.5.26	22.6.7	事故報告書の提出による。	有	賠償責任があると認める。	無	15,620	15,620	納入通知書により本人に請求
長野県	長野県更級農業高等学校副参事兼事務長補佐	42	平成15年4月から平成20年3月において、事務長の印鑑を無断で使用して支出証拠書を作成し、県財務オンラインにより支出命令等を行い修繕工事等を行うことなく、県費を支出する電子計算機使用詐欺を行った。また平成18年4月から平成20年3月において、学校徴収金の着服横領及び取引業者に自宅下水道工事を無償で行わせる見返りに工事予定価格を漏洩して同社に落札させた。	15.4~20.3	21.5.7	他の教職員により学校徴収金の入金額の不足額が発見されたこと発端として、その後の警察の捜査結果から事実が判明。	有	職員は、地方自治法第243条の2第1項の賠償責任に該当する。	無	9,087,698	8,536,448	本人弁済
計	2人		2件				有 2件 無 0件		有 0件 無 2件			

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係				監査委員による監査			賠償関係		
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
宮城県	登米市	総務部税務課納税嘱託員	4	市税等徴収金の横領	H19年度～H22年度	H23.5.16	納税者から問合せ	有	納税者から徴収した市税等徴収金横領の事実を確認し、市に与えた損害を賠償する責任を有することとした。	無	16,003,568	16,003,568	本人死亡により相続財産の換価等
秋田県	由利本荘市	東由利総合支所産業課主査	17	畜産関係事業の負担金及び償還金未納者が納付した金額を着服したもの	H19.4.1～H22.11.9	H23.1.17	畜産関係団体の未納者及び会計担当者への確認により判明	有	農家から徴収した負担金等の公金を着服したことにより、市に与えた損害について、賠償する責任があると認める	無	176,866	193,476	金銭による賠償
秋田県	横手市	地域局地域振興課副主査	19	市税等の公金横領	H18.11.21～H21.1.14	H21.1.14	納税者からの問い合わせ	有	市に与えた損害について賠償する責任があると認める	無	8,344,927	8,344,927	本人による返済
茨城県	つくば市	助役	3	風車設置工事において、関与させる必要性のない業者を工事に携わらせ、市に損害を与えた。	H17.1.13～H17.7.26	H24.1.19	判決の確定		監査を求めている。 ※地方自治法第243条の2第4項		4,659,300	4,659,300	現金で全額賠償
茨城県	つくば市	市民環境部環境課新エネルギー推進室長	34								3,106,200	3,106,200	現金で全額賠償
茨城県	茨城町	保健福祉部福祉課臨時職員	4月	平成23年7月から9月30日の間に、介護保険料未納者から徴収した保険料21人42件353,900円を着服した。	H23.10.5	H23.10.6	10月5日に発覚し事実確認の上報告	有	元臨時職員の犯した介護保険料の横領について重大な責任有りと判断する。	無	353,900	353,900	本人に返還を求めたが返還されず、教育長、管理職全員及び担当課職員がお金を出し合い返還した。

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
栃木県	大田原市	財務部収税課徴収係	不明	収税課において管理している金庫内の現金(187,140円)が亡失したが、容疑者不明のまま未解決	H21.4.21 ～ H21.4.22	H21.4.22	担当係長からの報告書	無	公金亡失した事実はあるが、既に損害を受けた金額を代位弁済により回復されており本市の損害は無いものとする。	無	0	0	
栃木県	高根沢町	都市整備課長	25	栃木県県土整備部交通政策課からの依頼に基づき、都市整備課長が民間団体の主宰した「ガソリンの暫定税率の維持を求める署名活動」に協力するため、町所有の用紙を使用して町部課長等に署名協力を依頼する文書を発し、取りまとめた署名簿を依頼元である栃木県県土整備部交通政策課に送付した。	H20.1.15	H20.7.10	地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求に係る監査による		監査を求めている。 ※地方公務員法第35条及び同法36条第2項第2号に違反する署名依頼に伴う違法不当な公金の支出があったとする請求人の主張は理由がないものとして地方自治法第242条第1項に基づく措置請求を棄却した。その後、地方自治法243条の2第1項による損害賠償責任について、地方自治法第242条の2第1項第4号の請求をする訴訟の判決により、都市整備課長が高根沢町に対して損害賠償責任を負うことが確定した。		102	112	納付書払い

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
群馬県	渋川市	副市長	2	石綿セメント管更新工事契約について、工事施工が不可能であるにもかかわらず、適切な時期に契約解除を行わなかった。その結果、適切な時期に契約解除を行っていたなら発生しない損害を発生させた。	(試掘日) H23.1.13 ～ H23.6.29 (賠償金支払日)	H23.3.7	契約解除をする旨の決裁を受ける際に、関係職員がこれまで経緯を管理者に説明	無	工事中止の判断が遅れたことにより発生した賠償金の支出は、職員による公金の着服や私的流用等の不法行為及び背任行為は認められない。更に、各時点での判断については水道部の内部調整、契約検査課の協議を経て、副市長に逐次報告を行っていることから、組織として執行したものである。 当該処理が発生した背景には、組織としての問題にも原因があるという側面も否定できない中で発生したものであることから、職員に故意又は重大な過失があったとまでは認められない。 よって、副市長以下職員の賠償責任はないものと認める。	無	2,060,000	0	
群馬県	渋川市	水道部長	38					無		0			
群馬県	渋川市	水道部副部長	40					無		0			
群馬県	渋川市	水道課長	39					無		0			
群馬県	渋川市	水道課次長 工務GL	41					無		0			
群馬県	渋川市	水道課工務 G主査	23					無		0			
埼玉県	深谷市	市民環境部 山の家主事	3	山の家使用料横領事件	H20.6.12	H20.6.13	歳入執行状況の確認時に発見	有	損害額に遅延利息額を加算した額を賠償額に決定する。 公務員倫理の欠如がもたらした結果。	無	1,808,418	1,932,795	賠償額を納付書による振り込み

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
千葉県	船橋市	税務部納税課課長	29	市税徴収金300万円を亡失したことによる賠償責任の有無及び額の決定	H22. 4. 19	H22. 11. 19	事実発生後、職員に対するヒアリングや警察の捜査等を経て部長から市長へ正式に報告(その間逐次口頭での報告をした)	有	賠償責任を負う8人に対し、その責任に応じた賠償額と遅延利息年5分として決定。	無	3,000,000	750,000 遅延利息 30,821	現金で賠償
千葉県	船橋市	税務部納税課課長補佐	40					有		無		750,000 遅延利息 30,821	現金で賠償
千葉県	船橋市	税務部納税課副主幹	37					有		無		750,000 遅延利息 30,821	現金で賠償
千葉県	船橋市	税務部納税課主任主事	19					有		無		187,500 遅延利息 7,705	現金で賠償
千葉県	船橋市	税務部納税課主事	5					有		無		62,500 遅延利息 2,568	現金で賠償
千葉県	船橋市	税務部納税課主事	4					有		無		62,500 遅延利息 2,568	現金で賠償
千葉県	船橋市	税務部納税課主事	3					有		無		62,500 遅延利息 2,568	現金で賠償
千葉県	船橋市	会計管理者	36					有		無		375,000 遅延利息 15,410	現金で賠償

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
東京都	八丈町	病院事務局事務長	21	前払い金の管理が不適切であったため、340万円あまりの不明金が発生し、その一部は元主事の窃盗事件となった。	H21.8.1 ～ H22.3.26	H22.5.12	事務長からの不明金についての報告	無	現金の管理等、職員の責任は否めないものの、賠償額については確定できない。	無	3,417,426	0	
東京都	八丈町	病院事務局係長	14		無			無		0			
山梨県	昭和町	議会事務局主事	4	公用物の紛失	H23.8.20	H23.8.22	本人申告	有	補助事業等における残存物件の取扱いによる残存価額	無	56,343	56,343	現金納入
静岡県	浜松市	社会福祉部福祉総務課副主幹	28	滞納者から徴収した市税等を着服し、横領した。	H14.4.1 ～ H18.9.14	H19.12.14	滞納者からの通報	有	徴税吏員の職務を利用し、滞納者宅を個別訪問し、その徴収した市税等の一部又は全部を横領費消した。	無	6,846,140	8,878,270	分納
静岡県	熱海市	文化交流課文化施設室副室長	21	公金横領事件	H20.4.1 ～ H21.3.31	H21.4.25	所属部署職員からの報告	有	市が調査した結果について合理性が認められると判断し決定した。	無	4,129,110	4,129,110	本人による現金分割納付弁済
愛知県	知多市	助役	8	非違行為により依願退職した職員への退職手当の支給が不当とされ、住民訴訟が提起された。	H19.2.16	H20.11.10	住民訴訟事件としての訴状の受理による。		監査を求めている。 ※地方自治法第243条の2第4項		24,148,345	24,148,345	現金納付
大阪府	高槻市	生活福祉課副主幹	36	生活保護システム上の変更、決定を単独で行いうるシステム管理責任者の権限を利用して架空の被保護者情報を入力し、不正な生活保護費を詐取した。	H17.7 ～ H22.6	H22.6	一定期間経過すると一部の生活保護受給者の情報が検索できなくなることを把握したため。	有	平成18年度から21年度までの間は生活福祉課長の職にあり、資金前途職員であったことから故意による現金の亡失に当たる。	無	24,548,046	27,625,060 (ただし、平成23年6月27日を納期限とした遅延利息を含む。)	納付書による納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
大阪府	大東市	収入役	39	住民訴訟の最高裁判決確定に伴う賠償命令（勤務実態がないとされる外部団体職員の給与を補助金として支出することについての支出命令書に収入役として決裁をしたことに伴う。）	H18年度	最高裁判決確定日(H24.3.6)	最高裁判決の確定による。		※地方自治法第243条の2第4項に基づく住民訴訟の判決確定に基づく賠償命令のため、同項の規定により監査は不要とされている。		7,096,621 (上記金額に加えてH19.4.1からの年5%の利息あり)	7,096,621 (上記金額に加えてH19.4.1からの年5%の利息あり)	請求中
兵庫県	宍粟市	元産業部森林観光課主幹	33	販売業者から受領した、し尿券の販売代金3,502,400円を業務上横領した。	H17.7.1 ～ H18.3.22	H18.6	21.11.24 元職員逮捕 23.2.23 有罪判決	有	損害額が確認できた時点を判決日である23.2.23と考えた。 元職員は法第243条の2第1項に該当するものと判断し、賠償責任があると判断した。	無	不詳	3,502,400	賠償額に延滞金を加算し、一括して請求・納付
岡山県	真庭市	市民環境部環境課臨時職員	1	公用車での酒気帯び運転で人身事故を起こした。	H24.1.20	H24.1.20	環境課より報告	有	市の処分内容について妥当と認めた	無	592,777	592,777	当事者に求償
香川県	さぬき市	建設経済部商工観光課主任主事	13	公共施設使用料の収納事務における公金横領及びケーブルテレビ番組制作に係る備品の窃盗。	H22.4.5	H22.4.5	会計課職員が使用料の収入未済金があることに気が付き、内部調査を実施した結果、当該職員の横領事実が発覚し、報告を受ける。	有	損害を与えた事実の有無及び賠償責任の有無について、故意又は過失について監査し、損害賠償額を確定した。	無	1,799,500	1,799,500	現金を分割納付

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
高知県	いの町	教育次長兼学校教育課長	34	備品購入時の不適切な支出	H21. 3. 30 ～ H21. 4. 10	H21. 6. 1	H21. 5. 29相手方代理人からの破産申し立てに係る債務残高照会文書が届き、各学校へ事実調査をした。	有	事務執行上の懈怠による違法かつ不当な支出であり損害が発生していると確認した。	無	466,900	町から相手方への未払い金249,454円を相殺して217,446円	現金による返還
高知県	いの町	学校教育課課長補佐	29										
高知県	いの町	いの町立小学校長	32										
高知県	いの町	いの町立小学校長	32										
高知県	いの町	いの町会計管理者	36	先の監査請求後、損害額が補填され、損害が消滅している。	H21. 7. 3、 H21. 8. 13	H21. 8. 17	自主返納金217,446円、町長からの相殺額(未払い金分)249,454円の納入。	無	認定していた損害額217,446円は当該職員の自由な意志により自主返納され、いの町が有する債権は消滅し、損害は発生していない。	無	0		
佐賀県	小城市	市民課三日月庁舎総合窓口係参事	36	総合窓口で収納した市税等(166,200円)の盗難事件。	H20. 9. 25 ～26 及び、 H20. 10. 10 ～14	H20. 12. 4 及び、 H21. 3. 2	市税等の督促状を送付後、収めた旨の連絡があり領収書により確認し発覚したもの。	有	職務上果たすべき注意義務を怠った過失があったものと判断した。	無	116,340	119,804	現金で納付(それぞれ遅延利息を含む。)
	小城市	市民課三日月庁舎総合窓口係係長	36					有		無	49,860	51,344	



都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るとの経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
熊本県	熊本市	熊本市企画 財政局税務 部納税課納 税指導員	5	納税指導員による集 金した市税の横領	H18.10 ～ H22.4	H22.7.14	納税者からの問 合せ	有	損害賠償責任を有するもの と認める。 熊本市の損害額 1,807,600円に民法第 404条に規定する年利率5 分の遅延利息を付した額 とする。	無	1,807,600	1,976,731	現金による 支払い
宮崎県	都城市	山田総合支 所総務課 課長	40	リース料金を支払う というOA機器代理 店に言われるまま、 財務会計上の正式手 続を踏まずに複写機 のリース契約書を作 成した結果、多重契 約を締結した状態と なった。	H20.3.25 ～ H21.9.1	H21.12.8	リース料金を支 払っていたOA 機器代理店が倒 産したため	有	支出負担行為等の財務会 計上の正式手続を踏まず に公印を押印し、リース 契約書を作成するという 重大な過失により多重契 約が生じ、市に損害を与 えた。	無	5,087,355	5,087,355	現金納付
	都城市	山田総合支 所総務課 副課長	30					有		無	2,543,677	2,543,677	
	都城市	山田町自治 区長	4					有		無	5,087,355	5,087,355	

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知り至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
沖縄県	宮古島市	経済部部長	34	一部未竣工等があったにもかかわらず、工事等が完了したとする虚偽の実績報告書を国・県へ提出し、補助金を不正受給した。	H20.3.31	H20.8.13	マスコミ報道	有	虚偽の検査調書及び未執行工事費等の支出に関わった職員は賠償責任あり。なお、賠償額は、補助金返還に伴う加算金とする。	無	10,068,297	2,163,093	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部むらづくり課課長	36					有		無		2,063,471	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部むらづくり課課長補佐	31					有		無		398,491	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部むらづくり課係長	19					有		無		298,869	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部むらづくり課技師	7					有		無		298,869	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部農村総合整備課課長	35					有		無		1,009,480	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	総務部財政課主幹	30					有		無		1,211,376	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部農村総合整備課課長補佐兼係長	24					有		無		1,413,272	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部むらづくり課技師	11					有		無		1,211,376	現金による賠償

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査			賠償関係			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
沖縄県	宮古島市	総務部部長	31	一部未竣工等があったにもかかわらず、工事等が完了したとする虚偽の実績報告書を国・県へ提出し、補助金を不正受給した。	H20.3.31	H20.8.13	マスコミ報道	無	重大な過失は認められなかった	無	1,456,537	0	
沖縄県	宮古島市	総務部財政課課長	35					無		無		0	
沖縄県	宮古島市	経済部部長	34					無		無		0	
沖縄県	宮古島市	経済部むらづくり課課長	36					有	虚偽の検査調書及び未執行工事費等の支出に関わった職員は賠償責任あり。なお、賠償額は、補助金返還に伴う加算金とする。	無		303,526	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部農村総合整備課課長	35					有		無		482,021	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部農村総合整備課課長補佐兼係長	24					有		無		283,988	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	経済部むらづくり課技師	11					有		無		251,235	現金による賠償
沖縄県	宮古島市	総務部財政課主幹	30							有		無	無

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			監査委員による監査		賠償関係				
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知に至った経緯	賠償責任の有無	監査結果の要旨	長の処分との相違点	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法
沖縄県	八重瀬町	区画整理課業務係長	28	本町施行の土地区画整理事業の工事を推進する際に、抵当権が設定されている物件の移転補償前払金を抵当権の抹消を協議せず、地権者の口座に振込んだ結果、抵当権者である銀行に多大な損害を与えたとして、同行から損害賠償の請求があった。本町は同行と協議の上、損害賠償金の一部を減免し、同行に損害賠償金2,873,575円を支払った。	H15.3.28	H19.7.31	銀行から抵当権の侵害による「催告書」が町へ通知された	有	移転補償の物件において所有権以外の権利の設定がある場合、事前に設定権者と協議の上、当該権利の抹消手続きがなされるよう対処すべきである。本事業の場合、銀行に開設された口座へ振込まず、他金融機関開設の口座に支払ったことで損害が発生したものであり、当然行われるべき支払先口座の確認を怠り重過失があったものと認められ、担当課長及び担当職員に損害賠償責任があると認められる。	無	2,011,503	2,011,503	現金納付
沖縄県	八重瀬町	区画整理課課長	33	本町施行の土地区画整理事業の工事を推進する際に、抵当権が設定されている物件の移転補償前払金を抵当権の抹消を協議せず、地権者の口座に振込んだ結果、抵当権者である銀行に多大な損害を与えたとして、同行から損害賠償の請求があった。本町は同行と協議の上、損害賠償金の一部を減免し、同行に損害賠償金2,873,575円を支払った。	H15.3.28	H19.7.31	銀行から抵当権の侵害による「催告書」が町へ通知された	有	移転補償の物件において所有権以外の権利の設定がある場合、事前に設定権者と協議の上、当該権利の抹消手続きがなされるよう対処すべきである。本事業の場合、銀行に開設された口座へ振込まず、他金融機関開設の口座に支払ったことで損害が発生したものであり、当然行われるべき支払先口座の確認を怠り重過失があったものと認められ、担当課長及び担当職員に損害賠償責任があると認められる。	無	862,072	862,072	現金納付
計	26団体	64人		27件				有43件 無13件		有 0件 無 56件			

イ その他によるもの  
① 都道府県分

都道府県名	所属部課名等		事実関係				賠償関係			賠償責任の根拠
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存続した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)	賠償の方法	
茨城県	境土地改良事務所 所長	32	発注を予定している土木工事について、工務第一課長が決定した落札予定者について説明を受け、承認していた。	19.9.8～ 20.3.31	23.8.4	平成23年8月4日付け公審第262号、公正取引委員会からの「茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事に係る入札談合等関与行為の改善措置について」による	16,437,368	16,437,368	不真正連帯債務として落札業者、入札参加業者、本人へ請求	民法第709条、第719条
茨城県	境土地改良事務所 工務第一課長	39	発注を予定している土木工事について、所長の承認の下、落札予定者を決定し、茨城県建設業協会境支部長の求めに応じて、落札予定者を伝達していた。	同上			16,437,368	16,437,368		
茨城県	境土地改良事務所 所長	29	発注を予定している土木工事について、工務第一課長が決定した落札予定者について説明を受け、承認していた。	20.4.1～ 21.3.31			35,954,789	35,954,789		
茨城県	境土地改良事務所 工務第一課長	38	発注を予定している土木工事について、所長の承認の下、落札予定者を決定し、茨城県建設業協会境支部長の求めに応じて、落札予定者を伝達していた。	同上			35,954,789	35,954,789		
茨城県	県西農林事務所境土地改良事務所 所長	29	発注を予定している土木工事について、工務課長が決定した落札予定者について説明を受け、承認していた。	21.4.1～ 22.9.7			16,358,770	16,358,770		
茨城県	県西農林事務所境土地改良事務所 工務課長	24	発注を予定している土木工事について、所長の承認の下、落札予定者を決定し、茨城県建設業協会境支部長の求めに応じて、落札予定者を伝達していた。	同上			16,358,770	16,358,770		

都道府県名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存在した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
茨城県	境工事事務所所長 (H20年度までは、境土木事務所所長)	37	特定の事業者からの要望を受け、あらかじめ定められた順番どおり受注できるようにするため、担当課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。	19.9.8～ 22.3.31	23.8.4	平成23年8月4日付け公審第262号、公正取引委員会からの「茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事に係る入札談合等関与行為の改善措置について」による	19,920,381	19,920,381	不真正連帯債務として落札業者、入札参加業者、本人へ請求	民法第709条、第719条
茨城県	境工事事務所所長	37	同上	22.4.1～ 22.9.7			3,160,602	3,160,602		
茨城県	境土木事務所道路維持課長(H21年度からは、境工事事務所道路管理課長)	41	特定の事業者からの要望を受け、あらかじめ定められた順番どおり受注できるようにするため、所長の指示により、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行っていた。	20.4.1～ 22.9.7			15,155,117	15,155,117		
茨城県	境土木事務所道路河川整備第一課長	38	同上	19.9.8～ 20.3.31			4,049,356	4,049,356		
茨城県	境土木事務所道路河川整備第一課長(H21年度は、境工事事務所道路整備課長)	32	同上	20.4.1～ 22.3.31			2,304,943	2,304,943		
茨城県	境工事事務所道路整備課長	31	同上	22.4.1～ 22.9.7			1,571,567	1,571,567		

都道府県名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
	所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存在した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
神奈川県	政策部職員	19	業者に金銭を預ける、いわゆる「預け」を行い、「預け金」の一部を詐取して私的に流用した。	14. 4～19. 3	21. 12中旬	職員及び業者への調査により判明	127, 604, 847	104, 113, 302	本人等に不当利得の返還を請求	民法第703条
神奈川県	同上	22								
神奈川県	同上	39								
神奈川県	県土整備部職員	38								
鹿児島県	熊毛支庁土木課用地係長	22	道路改築事業において、実際の土地所有者とは異なる相手から用地買収を行い、誤って土地代及び立木代を支払った。担当職員は、立木の二重補償を認識していたものの、誤って立木代を支払った相手に対して返還請求を行わなかった。	12. 7. 10 13. 3. 1 13. 6. 25	19. 5	市町村からの連絡	1, 126, 098	104, 894	本人に賠償請求	民法第709条
鹿児島県	熊毛支庁土木課主査	12						104, 894		
計	18人		3件							

② 市町村分

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
北海道	函館市	市長	2	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス(共同生活介護)の支給決定にあたり、制度の対象とならない身体障がい者2人に対し、誤って支給決定を行っていたことが判明したため、決定日に遡って取り消しを行ったが、不適正な財務会計上の処理などにより、介護給付費等相当額が違法・不当な支出となり、市に損害を与える結果となった。	H19.7.30 ～ H21.2.27	H21.7.27	住民監査請求	3,673,618	3,861,450	金銭賠償	民法709条
		副市長	3							金銭賠償	民法709条
		福祉部部長	37							金銭賠償	民法709条
		福祉部次長	36							金銭賠償	民法709条
		福祉部次長	39							金銭賠償	民法709条
		亀田福祉事務所課長	34							金銭賠償	民法709条
		前亀田福祉事務所課長	37							金銭賠償	民法709条
		亀田支所支所長	37							金銭賠償	民法709条
		福祉部社会課課長	27							金銭賠償	民法709条
北海道	八雲町	産業課長	30	町内国道277号線において、町有自動車がガードレール等に衝突	H22.3.17	H22.3.17	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	194,250	194,250	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	建設課管理係長	29	町道内浦大新線において、町有自動車が相手方車両に衝突	H22.5.17	H22.5.17	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	79,815	79,815	金銭賠償	民法715条



都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
北海道	八雲町	住民サービス課保健福祉係長	29	函館市市道交差点において、町有自動車が相手方車両に衝突	H22. 4. 28	H22. 4. 28	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	394,000	394,000	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	消防本部管理課企画係	2	八雲町役場駐車場において、町有自動車が相手方車両に衝突	H23. 8. 19	H23. 8. 19	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	84,658	84,658	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	熊石消防署予防係長	25	町内国道227号線において、町有自動車がガードパイプに衝突	H23. 11. 22	H23. 11. 22	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	47,250	47,250	金銭賠償	民法715条
北海道	八雲町	建設課車両係	11	町道熱田線において、町有自動車が相手方車両に衝突	H24. 2. 8	H24. 2. 8	当該職員から所属課長へ報告があり、所属課長から町長へ報告した。	500,000	500,000	金銭賠償	民法715条
北海道	東神楽町	町立保育園保育士	8月	園児に対する強制わいせつ行為	H20. 11. 4	H20. 11. 5	保護者からの通報	3,100,000	3,100,000	慰謝料等	国家賠償法第1条第2項
秋田県	由利本荘市	東由利総合支所産業課主査	17	畜産関係事業の負担金及び償還金未納者が納付した金額を着服したもの	H19. 4. 1 ～ H22. 11. 9	H23. 1. 17	畜産関係団体の未納者及び会計担当者への確認により判明	160,152	184,476	金銭賠償	民法第709条
神奈川県	寒川町	保険年金課年金担当 主査	35	平成23年3月24日に提出された障害基礎年金裁定請求書を故意に放置したことにより年金の裁定及び受給開始時期が著しく遅れた。そのため町は請求者に対して適正な事務処理が行われていれば受給できた年金相当額及び遅延損害金を賠償した(平成24年2月14日専決処分)。	H23. 12. 15	H23. 12. 26	平成23年12月15日請求者からの問い合わせに他の職員が応対・確認したことで請求書類の未処理が発覚した。	601,815	601,815	納付書払い	国家賠償法第1条第2項
愛知県	尾張旭市	市民生活部環境課 課長	29	公文書公開における不適切な取扱いにより、公開請求者に精神的損害を与えた。	H21. 9. 18 及び H22. 10. 12	H22. 12. 6	22. 12. 6 名古屋地方裁判所へ損害賠償請求提訴 23. 9. 22 判決確定	10,368	9,331	本人へ求償	国家賠償法第1条第2項
愛知県	尾張旭市	市民生活部環境課 環境係長	21		1,037				本人へ求償	国家賠償法第1条第2項	

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
大阪府	八尾市	人権文化ふれあい部臨時的任用職員	不明	出張所の窓口事務で国民健康保険料等の公金を横領したものの	H23.7.21 ～ H23.9.15	H23.9.26	国民健康保険料の納付相談時に、未納となっている保険料について納付済みであることが判明したことにより発覚した。	717,400	717,400	本人による返還	民法第709条
大阪府	八尾市	保健福祉部係長	不明	職員が窓口応対中、相手方と押問答の未相手方の腕を掴むなどをしたもの	H18.10.18	H18.10.18	窓口において事案が発生したため。	300,000	300,000	本人への求償	国家賠償法第1条第2項
大阪府	八尾市	元教育委員会事務局学校教育部主査	不明	会議開催等を偽装し、不正に支出した謝礼金等の公金を詐取したもの	H14年度 ～ H20年度	H21.10.2	平成20年度の決算書の点検作業により発覚した。	10,960,645	10,960,645	本人による返還	民法第709条
兵庫県	尼崎市	元理財局長	35	本市の元職員3人が在職中に重大な過失によりA社に対する特別土地保有税に係る租税債権の管理を怠ったことにより、時効消滅した結果、当該租税債権相当額の損害を被ったとして元職員に対し、当該租税債権相当額とその遅延利息を損害賠償金として支払いを求める訴えを提起し、21年8月に判決が確定した。	H16.9.14 ～ H21.8.10	H16.9.14	議員からの指摘文書による	租税債権相当額 170,141,900円及びこれに対する平成15年4月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延利息	32,978,394 (年5分の割合による遅延利息を含む)	賠償額を一括納付	国家賠償法第1条第2項
兵庫県	尼崎市	元理財局税務部長	37								国家賠償法第1条第2項
兵庫県	尼崎市	元理財局税務部資産税課長	37								国家賠償法第1条第2項

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係	賠償関係			賠償責任の根拠			
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)		事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき		長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)
奈良県	田原本町	生活環境部環境管理課機械操作員	9	田原本町清掃工場車庫内において、本町管理に係る町指定ゴミ袋を窃取し、平成22年1月13日に窃盗罪で逮捕され、同年2月2日に起訴される。	平成22年1月5日発覚 同年4月8日示談(和解)	H22. 1. 5	平成21年12月25日に住民より「町指定ゴミ袋が安売りされている」との通報があり、在庫を調査し、職員等に聞き取りを行う。平成22年1月5日夜にゴミ袋を盗んだ職員から、環境管理課長の自宅に、電話による申し出があり発覚	8,100,000	8,100,000	口座振込	民法第709条
徳島県	美波町	住民福祉課課長補佐	26	福祉施設の利用料金の負担徴収事務を怠ったため町へ損害を与えた。	H18. 7	H22. 3	福祉施設事業者からの問い合わせにより、担当課長からの報告	7,114,707	7,114,707	銀行振り込み	民法709条
長崎県	雲仙市	観光物産まちづくり推進本部観光物産まちづくり推進課課長補佐	34	補助金の繰越し事務を怠り市民に損害を与えた。	H23. 3. 31	H23. 3. 31	市民からの問合せ	9,541,000	1,853,760	現金納付	国家賠償法第1条第2項
長崎県	雲仙市	観光物産まちづくり推進本部観光物産まちづくり推進課課長	26	補助金の繰越し事務を怠り市民に損害を与えた。	H23. 3. 31	H23. 3. 31	市民からの問合せ	9,541,000	1,235,840	現金納付	国家賠償法第1条第2項
熊本県	五木村	産業課主事	2	任意協議会の事務局を兼務しており、その公金を私的流用。	H22. 10. 21	H22. 10. 22	当課の課長による監査による発覚により報告	3,644,800	3,644,800	全額返済	民法第709条
鹿児島県	鹿児島市	元道路部部長	37	公共工事において補償工事の範囲を逸脱した工事等に係る費用を支出したことにより損害を与えたもの	H20. 7. 5	平成21年11月下旬	現局からの報告	11,450,681	11,450,681	4名による連帯債務	民法719条
鹿児島県	鹿児島市	元道路部道路建設課長	33								民法719条
鹿児島県	鹿児島市	元道路部道路管理課長	34								民法719条
鹿児島県	鹿児島市	元道路部道路維持課長	33								民法719条

都道府県名	市町村名	所属部課名等		事実関係			賠償関係			賠償責任の根拠	
		所属部課係名及び職名	勤続年数(年)	事実の概要	事実の発生した日又は事実の存した期間	長が事実を知ったとき	長が事実を知るに至った経緯	団体に与えた損害(円)	賠償額(円)		賠償の方法
鹿児島県	大崎町	税務課 納税係長	20	当該職員が徴収した税を横領	H20.5.29 ～ H21.12.2	H21.12.15	嘱託徴収員が納税者を訪問した際に発覚	915,000	915,000	全額一括返済	国家賠償法第1条第2項
計	14団体	36人		22件							